



駐車場附置義務条例の一部改正

について、ご意見をお聞かせください。

令和5年
静岡市 都市局 交通政策課

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例 (駐車場附置義務条例) とは？

(目的・趣旨) 駐車場法に基づき、道路交通の円滑化を図るため、
一定規模以上の建築物に対し、駐車場の設置を義務付ける。

	※1	※2	※3
	地域	建築用途	対象となる規模 (延床面積)
現行 基準	商業地域 と 近隣商業地域	特定用途	1,000m ² を超えるもの
		非特定用途	2,000m ² を超えるもの
			駐車場設置台数
			延床面積150m ² ごと1台
			延床面積450m ² ごと1台

※1 義務の対象となるのは、市内の“商業地域”と“近隣商業地域”内に建築を行う場合です。

- ▶ 詳しくは、・用途地域(商業、近隣商業地域)とは？→ 別添する補足資料をご覧ください。
(出典_静岡県都市計画ガイドブックより抜粋)
- ・市内の対象地区(場所)を知りたい。→ https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html
(静岡市都市計画情報インターネット提供サービス)
- ▶ 清水区では一部、上記以外に義務の対象となる“周辺地区”があります。

※2 特定用途とは：ホテル、飲食店、店舗、事務所、病院、倉庫及び工場、映画館、旅館、など
自動車の駐車需要を生じさせる程度の大い用途であり、駐車場法施行令第18条に規定される。

非特定用途とは：マンション、アパート、共同住宅、専修学校、福祉施設、など
特定用途以外の建築用途を指す。

※3 どのくらいの駐車場を整備するのか？

(例) 建築延べ床面積 2,000m²の事務所(特定用途)を建設する場合

→ 駐車場8台の整備義務となります。



どうして改正するのか？（1）

～ 約30年前の静岡市のまち(道路)の様子 ～

当時の社会：“自家用車の普及拡大”・・・女性の社会進出が進み、1家に1台以上のマイカー保有者が増えました。

生じた問題：“路上駐車が横行→交通渋滞が発生→交通事故が多発”・・・自家用車普及に対し、まちの道路・駐車場整備が追い付いておりませんでした。

約三十年前



御幸通り



栄町交差点

対策（この間の取り組み）

- ・道路網の整備
 - ・駐車場附置義務条例による整備指導の徹底
→民間駐車場整備の増加
 - ・公共駐車場(エキパ等)の整備
- など



～ 現在の様子 ～

違法な路上駐車 や
路上駐車が原因となる交通事故が減少している

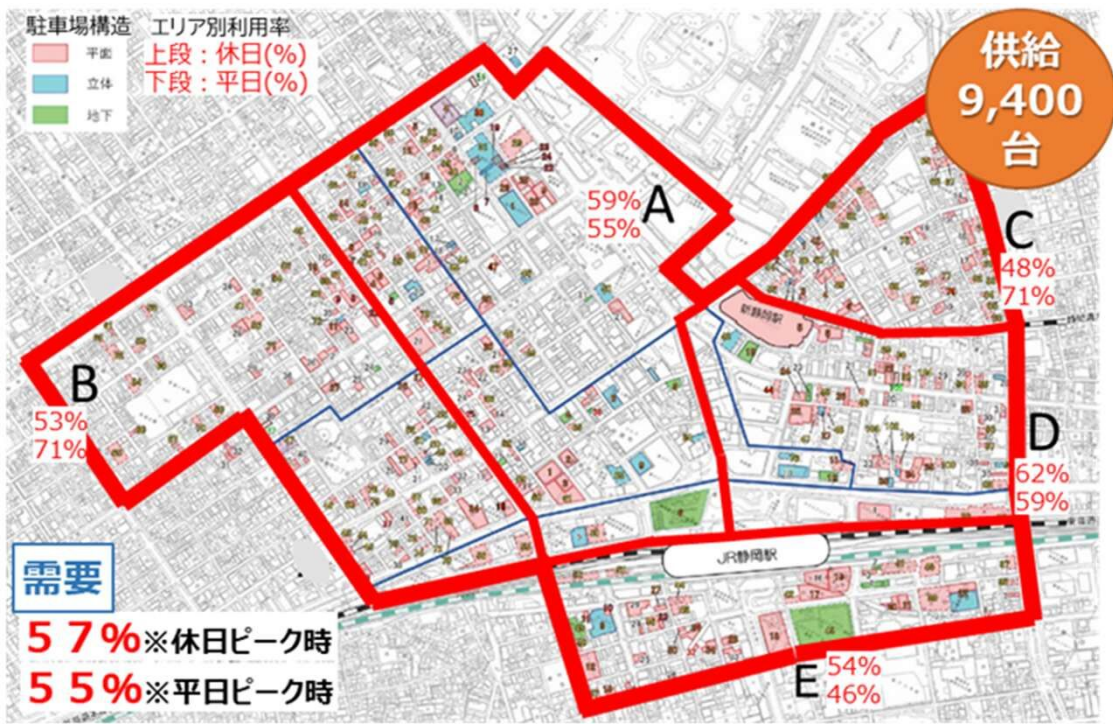
**道路交通の円滑化が
図られてきている。**

現在

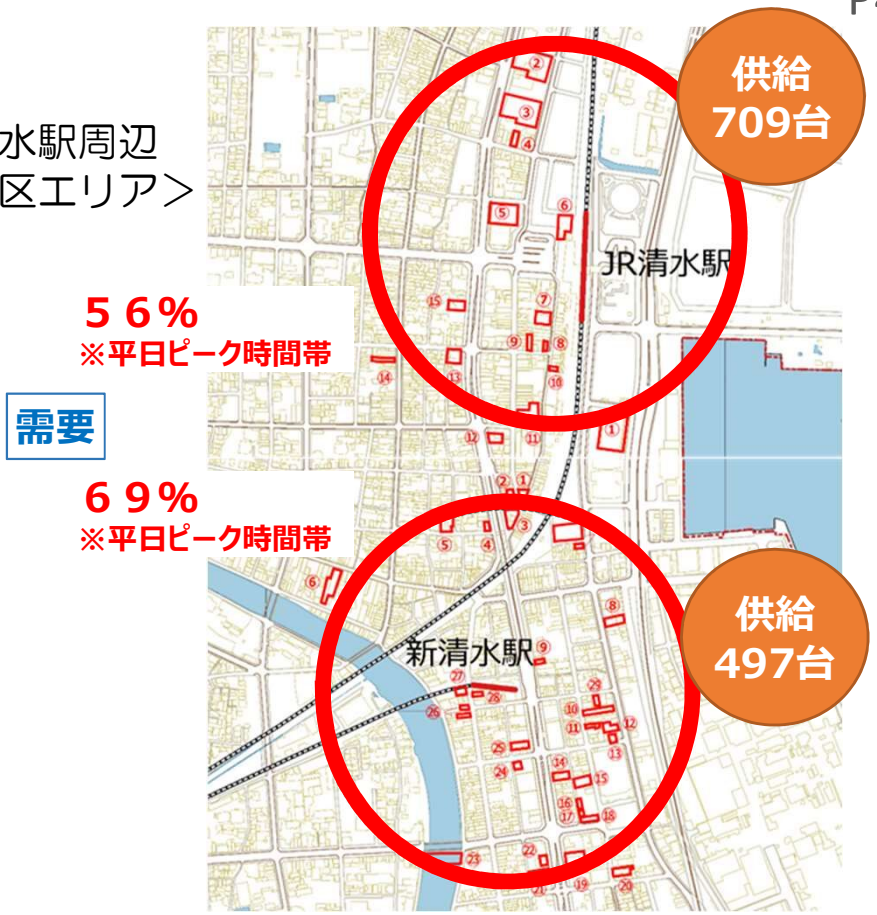


どうして改正するのか？（2）

<静岡駅周辺地区エリア>



<清水駅周辺地区エリア>



駐車場の整備量が増え、日中のピーク時間帯でも駐車場に余裕がある状態。
 開発者の「低利用の駐車場を確保・維持していく負担が大きい」という声がある。

【目指すべき姿（目的）】 需要に見合った駐車場供給へ導くと共に、開発事業における駐車場整備負担を軽減し、開発の促進を図る。

【実施施策（手段）】 一定規模以上の建築物(官民共)に対し、駐車場設置を義務付けている『駐車場附置義務条例』を改正する

駐車場附置義務条例の改正（案）

（改正点①）

対象となる建築物の規模を引上げ、かつ、駐車場設置台数を緩和する。



（ねらい） 現状に見合った駐車場設置義務へ見直し、開発の促進を図る。

（改正点②）

建物の敷地外への駐車場設置を認める距離を拡大する。



（ねらい） 開発者に対し、駐車場確保の手段の幅を広げる。同時に、余力がある既存駐車場（ストック）有効活用を図る。

	建築用途	対象となる規模（延床面積）	設置台数
現行	特定用途	1,000㎡を超えるもの	延床面積150㎡ごと1台
		↓	↓
改正		1,500㎡を超えるもの	延床面積300㎡ごと1台

【改正基準の考え方】

- 標準駐車場条例(国土交通省)を参考に、静岡市の駐車場利用実態現況調査（R4）の結果に基づき、設置台数基準を設定する。

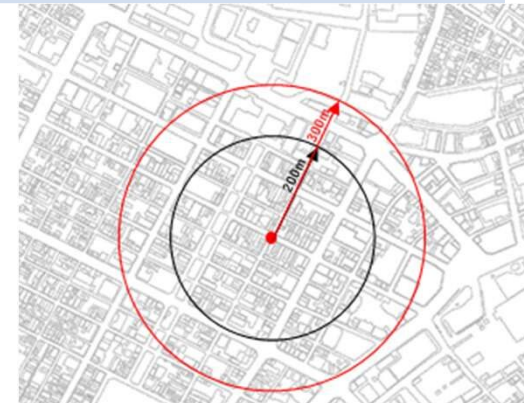
【台数緩和(例)】 特定用途の建物で建築延べ床面積が、

1,500㎡の場合：現行_4台設置義務 → 改正後_0台(義務無)
 2,000㎡の場合：現行_8台設置義務 → 改正後_3台

	建築用途	附置の特例_敷地外の駐車を認める範囲
現行	特定用途 非特定用途 混合用途	敷地からおおむね200m以内
改正		↓
		敷地からおおむね300m以内

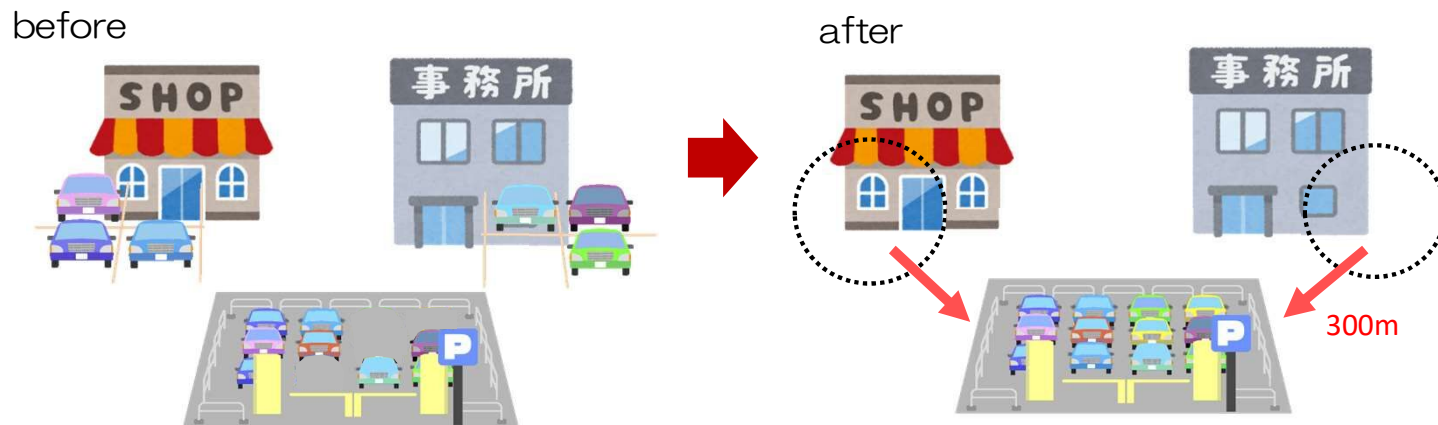
【改正基準の考え方】

- 徒歩5分以内を目安とする。
- 他政令指定都市などを参考。
 (同様に300mとしている都市の例)
 東京都、さいたま市、横浜市、川崎市、
 浜松市、名古屋市、堺市、広島市、福岡市



駐車場附置義務条例改正(附置義務緩和)がもたらす変化・期待する効果

- ・ 大規模な開発事業に対する駐車場整備義務の負担を軽減し、開発事業の促進を図りたい。
 - ▶ 延床面積 2,000㎡の事務所を建設する場合、設置する駐車場は
現在 8 台 → 改正後 3 台 に減少します。
 - ▶ 今まで駐車場利用として見込んでいた敷地や建物床を別の用途として活用できます。
- ・ 敷地外へ駐車を認める距離を拡大することで、駐車場を新たに“作る”から、余力ある既存駐車場を”使う”へ導き、
土地利用の高度化を図りたい。



※R6年4月1日の施行を予定しております。